

# 国家コーポラティズム(論)の呪縛？

——「民主化」以後のラテンアメリカにおける  
政・労・使関係の軌跡——

上谷 直克

---

はじめに

- 1 国家コーポラティズム論
- 2 政治体制の転換とコーポラティズムの変動：  
コーポラティズムの構造的側面について
- 3 ポスト体制転換期の社会協調の試み：コーポラティズムの実践的側面について  
おわりに

はじめに

近年、いわゆる比較政治経済学への関心の高まりにともなって、先進民主諸国でのコーポラティズムが再び注目を集めている<sup>①</sup>。むしろそれは、1970年代にコーポラティズムが再発見された時とは多少異なった様相を呈しており（Grote & Schmitter [2003]）、この意味でコーポラティズムをめぐる議論はスパイラルに進展してきたといえる。いずれにせよ、テーマとしてのコーポラティズムの不変性は、21世紀が「またもやコーポラティズムの世紀なのか？」との印象を抱かせる。

しかしながら、いったん後発民主諸国に目を向けると、コーポラティズムをめぐる状況は、先進民主諸国のそれとはかなり異なっている。確かに20世紀の後半に「民主化の波」を経験し、概してほぼ同時期に、経済的自由化をも経験したこれらの国は、程度の差こそあれ、政治的民主主義と経済的自由主義という前提を先進民主諸国と共有するようになった。それゆえ、そこで生じるさまざまな政治現象の解明に当たって、欧米諸国で蓄積されてきた政治経済学的な知を適用しうる余地が格段に広がったといえる。にもかかわらず、これらの国におけるコーポラティズムの実践は、これまで往々にして「国家コーポラティズム」の分類に振り分けられ、またこのような実践と権威主義体制との親和性が過度に強調されたがゆえに、欧米諸国でのコーポラティズム論（＝ネオ・コーポラティズム論）での分析対象からは除外されてきた。それどころか、民主化の波によって自由選挙や

---

(1) ここで「コーポラティズム」とは、社会におけるさまざまな利益（とくに階級に基づいたそれ）が、それを代表する特定の団体によって、国家の政策決定の場に表出されるような利益媒介構造であり、そして（もしくは）そのような団体が政策執行のプロセスに関与するようなシステムを指す。

政党政治が大きく脚光を浴びることとなった現在、これらの国のコーポラティズムは、もはや過去の遺物であるかのごとく忘れ去られようとしている感がある。

しかし、もしもそもそもコーポラティズムが、厳密には、民主体制や権威主義体制といった政治体制の一類型ではなく、国家が安定かつ効率的に政治経済を運営すべく構築した「国家－社会関係」のひとつの形態だとするならば、民主化という政治体制の転換のみをもってその消滅を宣言するのはあまりにも短絡的であろう。実際、急速な市場経済化とそれともなう経済・社会構造の変化に直面するこれらの国では、政治・経済・社会的な反動や混乱を回避しつつ、かかる変化に対応することが喫緊の課題であり、その一方策として、既存の「国家－社会関係」の組み換えや再構築の必要性が高まっている。すなわちそこでは、体制転換を経た後も綿々と生き延び、または復活したコーポラティズム構造の、新しい状況下での刷新が求められているのである。そして、それを分析する側でも、これに対応する形で、従来の「国家コーポラティズム」や「開発途上国のコーポラティズム」といった捉え方そのものの見直しが必要となっているのである。

本稿では、アルゼンチン、ブラジル、メキシコ、チリといった、従来の議論で国家コーポラティズムに分類された国を中心に、とくに政・労・使間において具象化するコーポラティズムの「構造」の変化と「実践」のありようを概観し、現代ラテンアメリカ政治においてコーポラティズム的なのが、いかなるかたちで残存し、いかにその存在意義や影響力を保持または失いつつあるのかを検討する。

## 1 国家コーポラティズム論

1970年代初頭にラテンアメリカ政治研究でコーポラティズムという現象が注目を集め始めた当時、それは「国家によって一元的かつ階段的に統制された一つの利益表出のパターン」としてか、より広くラテンアメリカ政治を特徴づける政治文化（＝国家主義）または伝統的なイデオロギー（＝国家有機体説）として理解された。しかし、文化や伝統を強調するアプローチにおいて、コーポラティズムの概念があまりにも漠然かつ汎用的に使われたため、それが比較分析や因果分析には適さないと非難される一方、前者の、国家と社会集団との関係に注目する捉え方が主流となった（Collier [1995]）。

このようにイベリアおよびラテンアメリカの政治で再発見されたコーポラティズムを、政治的多元主義とは異なった利益集団政治の一形態として普遍化し、主に欧米諸国で展開された比較政治学に蘇生させたのがシュミッター（Philippe Schmitter）であった。彼は先進民主国でのコーポラティズムを「社会コーポラティズム」と呼び、ラテン諸国を含む途上国の「国家コーポラティズム」と対比させることで、民主体制下でのコーポラティズムの可能性と意義を喚起し、その概念にポジティブな意味を付与した（Schmitter [1979]）。その後、社会コーポラティズムをめぐる議論は、旧来のコーポラティズム論と一線を画すべくネオ・コーポラティズム論へと呼びかえられ、コーポラティズムの概念が持つ多義性を払拭すべくその精緻化や数値指標化が目指され、さらにこのような指標とマクロ経済業績との相関について計量的な国際比較分析までなされるようになった（Molina & Rhodes [2002]）。

こうして、欧米諸国でのコーポラティズムを対象とするネオ・コーポラティズム論が旧来のコーポラティズム論から分岐し、独自に発展を遂げる一方、その原産地ともいべきイベリア・ラテンアメリカやその他の途上国でのコーポラティズムの実践や経験は、ネオ・コーポラティズム論にほとんど摂取されることはなかった。それは、そもそも国家コーポラティズムというメカニズムが、途上国の経済的発展段階に特有のものとされ、また、1970年代の権威主義体制の全盛期という時代背景もあって、その補足装置もしくは代替物だと見なされたからである。そして、途上国におけるコーポラティズムが、ネオ・コーポラティズム論でのそれとは異なり、相変わらず政治文化的に解釈される一方で、政治分析概念としてそれほど精緻化されることもなく、また比較の視点から、その程度と政治経済的帰結とを関連させるような議論もほとんどなされてこなかった。このような経緯から、多くの途上国で権威主義支配が終焉したとされる現在でも、国家コーポラティズムという概念のみが曖昧なかたちで残存する一方、近年ますます進展した市場経済化により、コーポラティズム的なものの存在感や影響力が失われたとする認識が広まるという、いくぶん混乱した状況を呈しているのである。

このような趨勢を捉え、半ばそれに異を唱えるかたちで、2004年にウィーアルダ (Haward Wiarda) が編集したのが『ラテンアメリカにおける権威主義とコーポラティズム—再訪—』という論文集である (Wiarda [2004])。「再訪」との副題が示すとおり、この書は、権威主義体制が最盛期を迎えていた1977年にマロイ (James M. Malloy) が編纂した『ラテンアメリカにおける権威主義とコーポラティズム』という著作の続編にあたる (Malloy [1977])。むしろ「続編」とはいえ、この二十数年の間に生じた政治・経済的な変化、とりわけ権威主義体制の衰退と崩壊という重大な変数が加わったことで、議論の前提だけでなく、そこで検証されるべき問いやそこから得られる含意は大きく異なっている。

しかし、所収の各論からは興味深い知見が得られるものの、全般的に、昔ながらのラテンアメリカ的コーポラティズム論からは大きく脱しきれていない印象を受ける。なかでもとくに問題なのは以下の二点であろう。

まず一つ目は、彼らの研究の核である「コーポラティズム」と「権威主義」という二つの概念が非常に曖昧に定義されているだけでなく、あたかも両概念が相互置き換え可能かのごとく用いられている点である。とくに編者ウィーアルダによるコーポラティズム理解の錯綜ぶりは、彼による序章と結論に垣間見られ、そこではまるで国家と社会集団との関係をめぐるあらゆる事柄が「コーポラティズム」として扱われるべきとされているかのようなようである (Wiarda [2004: 20-21, 294-301])。権威主義とコーポラティズムの二つの概念を厳密に区別することの意義や必要性は、ウィーアルダ自身だけでなく、その他の章でもたびたび指摘されているだけに、なぜ同一書で、両概念がこれほど混同、誤用または濫用されるのか、いささか理解に苦しむ。やはり、ポスト体制変動期の政治を的確に分析する上での必要性だけでなく、さまざまな政治体制の盛衰とコーポラティズムの変化とが必ずしも一致しないという事実も踏まえるならば、コーポラティズムという「利益代表構造」または「調整のスタイル」と、権威主義体制という「政治体制の一類型」とは厳然と区別されて然るべきであろう。

また二つ目の問題は、このように漠然としたコーポラティズム概念に依拠した事例研究は、往々

にして印象論的、主観的、または、コーポラティズム＝非民主的と見なされる限りで「糾弾的」な記述になりやすいという点である。このような捉え方は、ネオ・コーポラティズム論のように、善悪二元論からは距離を置いた、客観的かつ比較可能なかたちでのコーポラティズムの分析とは馴染みにくい。実際、この書に収録された事例研究の大半が、ウィーアルダ流の曖昧な概念定義に依拠しつつ、軍部、教会、企業家（団体）、農民、労働組合、住民組織などの多様な関係の中に「権威主義的（非民主主義的）でコーポラティズム的なもの」を見出そうとしているがゆえに、そもそもコーポラティズムをどう理解し、分析すべきなのか、読者はますます混乱することになるのである。

以上のように、ウィーアルダというラテンアメリカ的コーポラティズム論の泰斗による集大成ともいえるこの著作をもってさえ、この地域のコーポラティズムへの理解が深まるどころか、逆に混乱を引き起こすこととなっているようである。なぜこのような混乱が生じ、繰り返されるのか。以下ではウィーアルダらとは異なった観点から、体制転換後のコーポラティズムを捉えなおしてみたい。

## 2 政治体制の転換とコーポラティズムの変動： コーポラティズムの構造的側面について

それでは、このように紆余曲折を経てきたラテンアメリカ的コーポラティズム論を踏まえながらも、それを修正し、かつ、域外でのコーポラティズム論やネオ・コーポラティズム論と対話可能なものとするには、いかなる方法が考えられるであろうか。

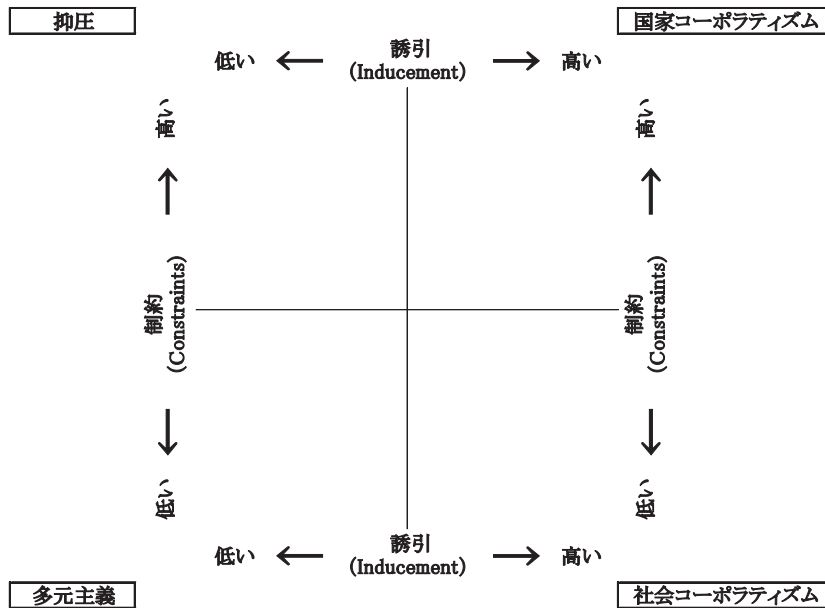
そもそもラテンアメリカ的コーポラティズム論の曖昧さは以下のような点に由来していた。(1) 元来コーポラティズムが、国家と社会とを繋ぐ一つの回路に過ぎないにもかかわらず、この地域では顕著に、これと特定の政治体制（権威主義体制）とが同列または互換的に扱われてきたこと、(2) これまでにさまざまな様式と程度のコーポラティズムが存在してきたにもかかわらず、それらは半ば慣習的に国家コーポラティズムと総称されてきたこと、(3) コーポラティズムに関わる社会アクターとして、利害や組織形態においてあまりにも多様な集団が想定されている、などの点である。この(3)の問題については、今後の課題として後ほど触れるが、(1)と(2)に関しては、そもそも「コーポラティズムの類型論」や「政治体制の類型論」といった静態的で雑駁な捉え方に起因していると考えられる。そこで、従来の議論で国家コーポラティズムと総称されてきた国々のコーポラティズムの実態を捉え直し、実際それらがどのような形で政治体制の変化とリンクしていたのか解明することから始めたい。そして、このような作業に着手するに当たっては、コリアー（Collier）夫妻の研究が非常に参考になる（Collier & Collier [1979]）。

開発途上国におけるコーポラティズムをめぐる議論が権威主義体制論や開発独裁論へと組み込まれる中で、コリアー夫妻の研究は、シュミッター以後の「社会／国家コーポラティズム」といった二分法から距離を置く一方で、コーポラティズム概念の印象論的な使用を排し、その通時的かつ共時的な比較を強く意識した稀有な試みである。むろん、この論文が刊行されてからすでに30年が経過しており、内容の古めかしさは否めないが、それでもなお、現在多くの途上国で見られるポスト権威主義期におけるコーポラティズムを捉えるには有用な視点を提供している。

まず彼らは、コーポラティズムを「国家によって認可、助成、監督される多様な社会集団が織り成す、非競合的な利益代表システム」と捉えつつも、実際このような国家と社会集団との関係はその時々、政治的文脈に応じて多様であり、それゆえ静態的な類型では「政治におけるギブ・アンド・テイク」という実態を見失うことになってしまうとする (Collier & Collier [1979: 967])。そこで彼らは、ラテンアメリカの20ヶ国における1901年から1975年までの労働法制の変遷を、「誘引 (inducements)」と「制約 (constrains)」という二つの変数 (9つの操作化指標から構成される) で時系列的に計測し、図1のようなマトリクス上に位置づけることで、コーポラティズムの変化の軌跡を描き出した (Collier & Collier [1979: 963 (Figure.1)])。

そこで再確認されたのは、シュミッター以後、二項対立的に理解されてきた社会／国家両コーポラティズムは、むしろ連続体として捉えられるべきであり、また、これら二つの形式はさまざまな文脈において生じうるため、それぞれを民主体制や権威主義体制といった政治体制の類型と画一的に対応させるべきではないということ。さらに、これら二つの形式のコーポラティズムを画する重要な相違は、「誘引」と「制約」とを介したコーポラティズム的な関係において、後者では、国家から社会集団への「制約」という側面が強まり、しかもそれが高度に法制度化されている点であるということであった。

図1



(出所) Collier & Collier [1979: 979 (Figure.3)] を修正。

以上のようなコリアーらの指標と、それにより描き出された変化の軌跡は、確かにそれまで国家コーポラティズムと一括されてきたラテンアメリカ各国・各時代のコーポラティズムの特徴や差異だけでなく、その変化の方向性をも明確に示している。さらに、ネオ・コーポラティズム論での指標化とは内容が異なるものの、国家コーポラティズムを含んだ「コーポラティズム」の程度を指標

化するという彼らの手法は、それまで印象論的に語られがちであったラテンアメリカでのコーポラティズム論に、客観的かつ共通した準拠点を与えた。とはいえ、各国の法制度から一語一句読み取って点数化し、描き出されるコーポラティズム像と、各国の専門家らが緻密な調査や見聞に基づいて実際に描き出す像とが、往々にして乖離するという事実を踏まえるならば、より実態を反映させるような指標を設定し直す必要がある。そこで、コリアー夫妻の指標と、各国事例についての多数の（記述的な）研究から得られた知見を総合し、筆者なりにコーポラティズム指標を修正したのが表1である。また、これらの指標に基づき、彼らがカバーしていない時期を中心に、アルゼンチン、ブラジル、チリ、メキシコにおけるコーポラティズム構造の変化の軌跡を記したのが図2から図5である。

表1 コーポラティズム度の測定指標

誘引 (Inducements)

1. 登録： 労働組合の登録義務についてのなんらかの規定あり (1) / なし (0)
2. 組み合わせ： 以下のそれぞれについて該当することに (1) / なし (0)
  - a. 組合員差別の禁止
  - b. 組合リーダーへの雇用保障
  - c. 労働組合は連盟 (Federation) や連合 (Confederation) を形成できる
  - d. 労働組合・連盟 (Federation) ・連合 (Confederation) は中央労組 (National Center) を形成できる
  - e. 経営者組合の結成義務
3. 代表の独占： 以下の値に従って測定される
  - 0 = 規定なし
  - 1 = (一定の結成要件に沿って) 組合が競合的に存在する
  - 2 = (一定の結成要件に沿って) 組合が競合的に存在するが、団体交渉を行えるのは特定の組合だけである
  - 3 = 所与の部門や地域内で、一つの組合のみが許される
  - 4 = 特定の組合以外全ての組合の禁止
4. 加入義務： 以下の値に従って測定される
  - 0 = 規定なし
  - 1 = 加入の自由 (交渉による取り決めが組合員にのみ適用)
  - 2 = 加入の自由+エイジェンシーショップ制 (交渉による取り決めが組合員および非組合員にも適用される)
  - 3 = ユニオンショップ制
  - 3.5 = クローズドショップ制
  - 4 = 労働者全加入への法制上の要請がある
5. 補助： 以下の値に従って測定される
  - 0 = 規定なし
  - 1 = 組合が要求すれば、組合費の源泉徴収が認められる
  - 2 = 組合が要求すれば、組合費の源泉徴収が認められる (非組合員含む)
  - 3 = ユニオン&クローズド・ショップ制
  - 4 = 組合税

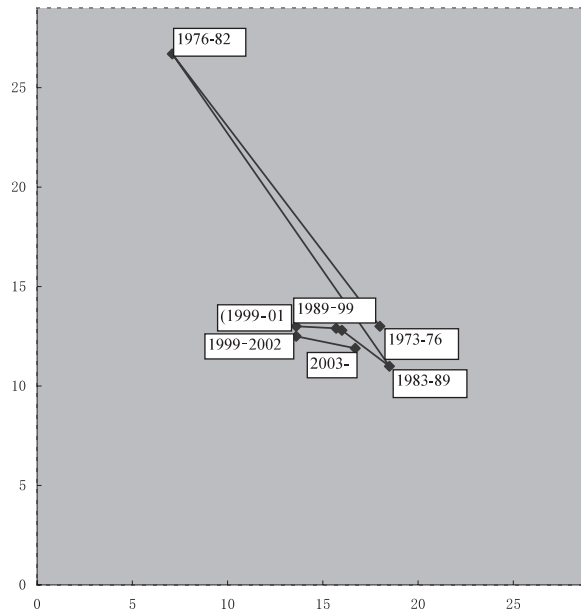
これ以外に、組合財政に何らか形で国家が関与すれば (+1)  
さらに、その用途に組合の自由裁量が認められれば (+1)
6. その他のインセンティブ： 以下のそれぞれについて該当することに (1) / なし (0)
  - a. 労働組合への議席割り当てがある
  - b. 組合指導者の政治任用がある
  - c. 労働組合が三者間協議会・機関に代表を送る
7. 主要な団体交渉レベル： 以下の値に従って測定される
  - 0 = 当事者が選択できる
  - 1 = 企業レベル
  - 2 = 企業<セクターレベル
  - 3 = セクターレベル
  - 4 = セクターレベル<中央レベル
  - 5 = 中央レベル

制約 (Constraints)

1. 承認： 労働組合による登録の承認に際して
  - 0 = ほぼ自動的に承認
  - 1 = 国家が一定の裁量を有する
  - 2 = 国家による恣意的な判断が介入する
2. 労働争議とその解決： 以下の値に従って測定される
  - 0 = 規定なし
  - 1 = 国家によるストライキの承認が必要
  - 2 = 当事者間の自発的和解
  - 3 = (いずれかの当事者からの要請に基づいた) 国家による調停・仲裁
  - 4 = (いずれかの当事者からの要請に基づいた) 国家による恣意的な調停・仲裁

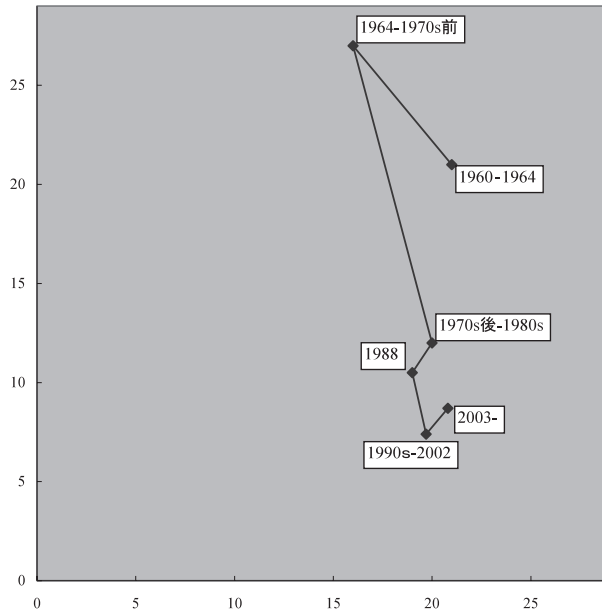
- 5 = 国家による強制仲裁  
 7 = ストライキの禁止。ただし  
     公務員のストライキ禁止 (+1)  
     公共サービスもしくはそれ以外の戦略的部門におけるストライキの禁止 (+1)
3. 組合の決定に関するその他の制約: 以下のそれぞれについて該当することに (1) / なし (0)
- 労使交渉での議題に制約がある
    - 賃金に関して
    - 賃金 + a に関して
  - 労使交渉による取り決めが国家により承認されねばならない
  - 組合活動への制限 (政治的・宗教的活動など)
  - 政治的もしくは連帯的なストライキの禁止
  - 非合法ストの実施が組合の解散(または承認の取り消し)の根拠となる
4. リーダーシップ: 該当する (1) / しない (0)
- 組合指導者の資格要件が定められている
  - 組合指導者の給与の規制
  - 組合指導者の交代・処遇に国家が関与する
  - 特定の政党やイデオロギーにコミットした指導者は執行部から排除されねばならない
  - 組合指導者の政治任用がある
  - 組合指導者に対する三者間協議会・機関への参加要請
5. 組合内政: 該当する (1) / しない (0)
- 国家が組合会計を監査する
  - 組合資金の用途規制
  - 国家官僚が組合の会合を監察する
  - 国家が組合を解散(または承認の取り消し)できる、ただし  
 裁判所による決定であれば (1)  
 行政による裁量 (+裁判所決定) であれば (2)  
 より広範囲な政治的基準を含む、狭義の手続き基準を超えた解散理由であれば (3)
- (出所) Collier & Collier [1979: 962 - 963 (Table.1)] を参考に筆者作成。

図2 アルゼンチンのコーポラティズムの変遷 (1973年以降)



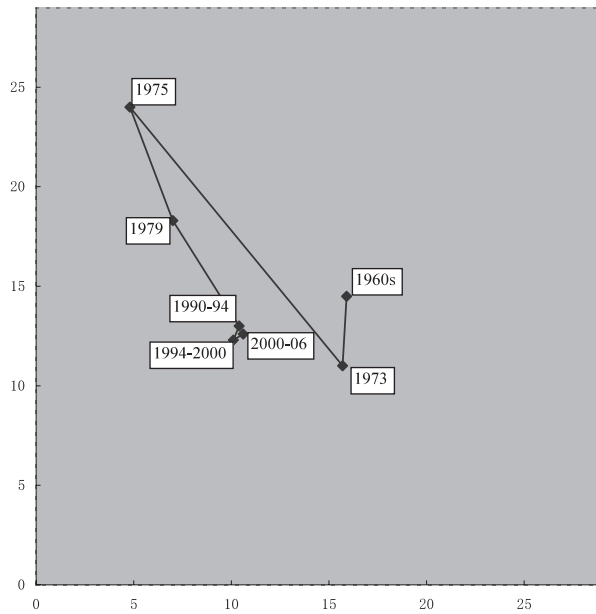
(出所) 筆者作成。

図3 ブラジルのコーポラティズムの変遷（1960年以降）



(出所) 筆者作成。

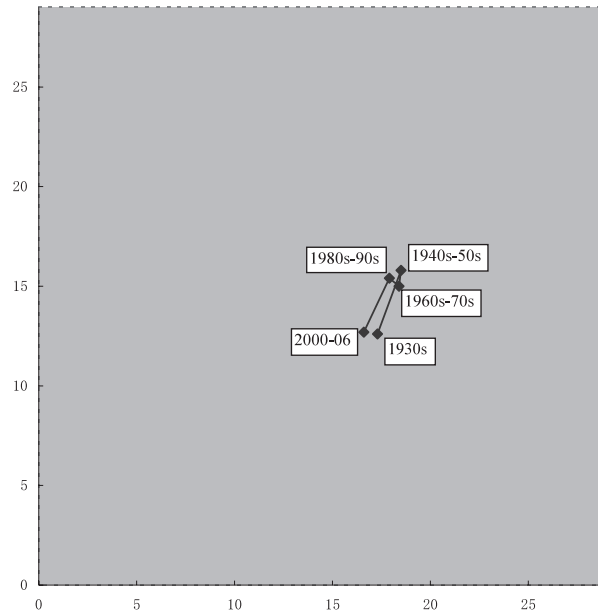
図4 チリのコーポラティズムの変遷（1960年代以降）



(出所) 筆者作成。



図5 メキシコのコーポラティズムの変遷（1930年代以降）



(出所) 筆者作成。

それではこれらの図から、いかなるメッセージが読み取れるであろうか。

第一に、アルゼンチンやチリなど、労働運動に熾烈な弾圧で対処した体制下でのコーポラティズムが左上の「抑圧」に限りなく近づいている一方で、一般的に同類の体制と見なされながらも、むしろ労働運動を抱き込むことに努めたブラジルの権威主義体制期のそれが右上の「国家コーポラティズム」の領域に止まっている点は注目される。そしてメキシコの場合、他国と比べて「誘引」が多く「制約」が少ないのは、制度的革命党（PRI）を中心とした政治連合の中で労働組織が重要な地位を占めていたからである（Collier & Collier [1979: 977-978]）。

また第二に、ここで「移行の様式」論ではないが、体制変動プロセスにおいて労働運動の影響力が大きかった事例ほど、権威主義体制期から民主体制期へのコーポラティズム構造の変化の落差が大きいという点（アルゼンチン>ブラジル>チリ>メキシコ）も非常に興味深い。

第三に、ここで最も注目したいのは、権威主義体制から民主体制への変化は、概して、既存のコーポラティズム構造から「制約」が除去される形で表れたということである。換言すると、これは、民主化とほぼ並行して「国家コーポラティズム」的要素が減少した事を意味し、それゆえ一見、国家コーポラティズム＝権威主義、社会コーポラティズム＝民主主義という、これまでの通念と符合するかに思える。しかし、民主化以後も残存する「誘引」の多さが、そのまま、個々の労働者による自由・民主的な組合運営や組織内での平等な資源配分を意味し、それゆえ「国家コーポラティズム」の頃よりも、労働者の政治的・経済的利害がより良く守られるとは言い切れないという点は留意せねばならない。実際、権威主義体制期であれ民主体制下であれ、この地域の労働団体の指導者は、まさにこの「誘引」が含意する、労組が「組織」として有するはずの資源の自由裁量や、組合

の役職にともなう数々のベネフィットを享受してきた。そして、いわば国家コーポラティズムのおかげで既得権益者となった彼らが、個別的労働法制が柔軟化されることによって個々の労働者が払う犠牲と引き換えに、自らの既得権を固守すべく、集団的労働法制改革を阻止したり、骨抜きにする姿は、近年の労働改革の中でたびたび目撃されている (Haagh [2002: 96])。すなわち、見方を変えると、組合指導者らが「誘引」要素に固執し、それを除去することが困難であるために、この図上では、体制転換後のコーポラティズム構造の変化が、横方向よりも縦方向の振幅としてしか表れないのである。

そして四つ目として、チリの事例が示唆するものが他の3国と異なっている点にも注意したい。1979年の労働改革後のチリでは、クーデタ以前より「誘引」も「制約」も大きく減少し、労働団体の力や資源だけでなく、国家介入も抑制されたため、相対的に経営者の自由裁量が強大となった。しかし、団体交渉や労働争議への国家介入が、時に労働者(団体)にとって有利に作用し、また最近この地域で進展する労働の柔軟化の流れを考慮すると、チリでのコーポラティズム度の低下＝「自由な組合活動」の拡大は、それを支える組織的資源が労働者側に確保されない限り、労働者(団体)にとって不利な状況を引き起こしうるのである。

いずれにせよこれまで、この地域の多くの国でのコーポラティズムが、個々の労働者の権利と利益を増進するという名目とは裏腹に、往々にしてその政治的自立性や社会経済的福利を損なってきたのは事実であり、その元凶の一つが国家であったことは否定できない。しかし、体制転換後の現在も含めて、実際のところ誰が、どの程度、また、どのような形で国家コーポラティズムの恩恵に浴し、その存続を欲しているのかに着目することが、とりわけ現代ラテンアメリカ政治でコーポラティズムが持つ意味を考える上で重要なポイントとなるだろう。

### 3 ポスト体制転換期の社会協調の試み：

#### コーポラティズムの実践的側面について

前節では「誘引」と「制約」という二つの軸から、各国のコーポラティズムの構造的変化を概観し、それがポスト体制変動期の政治にいかなる含意を持つのかについて言及した。しかし、コーポラティズムの一般的な捉え方からすれば、このような構造の側面は、コーポラティズムの定義的屬性の一つに過ぎない。実際、ラテンアメリカのコーポラティズムの実態を分析するに際しては、以下のような点に留意せねばならない。

第一に、これまでのネオ・コーポラティズム論で、特定のコーポラティズム構造と国家政策の決定・実施・業績のあり方が結びつけて論じられてきたように、ラテンアメリカのコーポラティズムの分析においても、やはり構造のみでなく、その実践にも注目される必要がある。とりわけ、近年の「コーポラティズムの復興」論が、1990年代後半の欧州諸国で実践された社会協調 (social concertation) の経験に基づいて着想され (Grote & Schmitter [2003])、そしてその多くが、従来の議論からすれば社会協調が成立する制度的・組織的条件を欠いていた国々であったことを踏まえると、この地域のコーポラティズムについても、再度、構造と実践の相互関連性の有無について精

査する意義はある<sup>(2)</sup>。

第二に、従来のコーポラティズム論では、主要構成アクターが政・労・使とされながらも、実際その関心の大半は労働組織のあり方や政・労関係に向けられてきたこと、すなわち、政・使関係や使・使関係といった側面がそれほど真摯に語られてこなかったという点である (Thelen [2002: 372])。しかし近年の政治経済学では、例えば「階級交差連合」や「経営者間の調整 (多様な資本主義論)」といった議論が注目を集めており、またコーポラティズム論でも「交渉における経営者の影響力の増大」が指摘されるようになってきている (Crouch [2006: 51])。またラテンアメリカ諸国での政策プロセスでは、概して「労働組織に対するコーポラティズム」と「経営組織に対するプーラリズム」という不均斉が指摘されており、このような地域的特性をいかにコーポラティズム論に取り込むのか (または別個に論じられるべきか)、この地域でのコーポラティズム論の有意性の範囲を見定める上で、意識される必要がある。

そして第三に、近年、労働団体や経営者団体といった階級または職能集団以外のさまざまな集団や結社が、マクロ・メゾ・ミクロといったレベルで「コーポラティズム的」な政策形成や運営プロセスに関与するという事態が生じており、多様な争点 (政策) をめぐる政治的交換がなされるようになってきている。確かにこれは一見、旧来のラテンアメリカ的コーポラティズム論への回帰を示唆しているようにも思えるが、実際それが単なる回帰なのか否か、やはりまず広く流通したネオ・コーポラティズムの議論と照合しつつ、この地域でのコーポラティズムの経験を見ることでしか判断できないであろう。

このように、ラテンアメリカでのコーポラティズムの実践について考察する際の注意点が示されたが、本報告では第一点目に留意して、多様な社会協調が、当地域でどのように行われたのかを見ていく。そこで表2は、アルゼンチン、ブラジル、チリ、メキシコの4カ国における1980年代以降の社会協調について示したものである。最左列から順に国名、政権名、当時の与党が「労組と連携した政党 (Labor-Linked Party: LLP)」か否か、実施年、社会協調の名称、議題または政策ターゲット (網掛け)、暫定的な結果が示してあるが、紙幅の都合により詳細についてはここでは割愛する。

表2が示唆する通り、ポスト体制転換期のこれらの国では、前体制から引き継いだ政治・経済的な負の遺産を喫緊かつ民主的に清算するという要請に応えるべく、さまざまな形態の社会協調が試みられた。しかし、民主化直後のアルゼンチンやブラジルのように明らかにその試みが挫折した例や、権威主義末期のメキシコのように、そこで結実した政策が具体的でかつ長期間継続された例を除くと、これら各々の社会協調の成果を厳密かつ客観的な方法で捉えることは難しい。とはいえ、欧州での社会協調の経験やネオ・コーポラティズムの理論を踏まえた上で、そもそもこの地域ではなぜこれらの試みが困難であったのかを確認しておくことは、今後の可能性を考える上で有用であろう。

(2) また、その真偽はともかくも、慣例的かつ殊更に「法と実際の乖離が著しい」とされるこの地域において、法制度から特定されたコーポラティズムの構造に過度に注目することは、実際のコーポラティズムの機能やその変化を見落とすことに繋がりがかねない。

表2 ラテンアメリカにおける「社会協調」の試み

	政権名	LLPか否か	実施年	名称	政策ターゲット										結果		
					賃金	物価	失業・雇用創出	生産性	労働柔軟化	集団的労使関係	職業訓練	社会保障	年金	税制			
アルゼンチン	アルフォンシン(1983-89)	N	1984	CES													x
			1984-	CNSM													x
	メネム I (1989-95)	Y	1994	AMEPES													△
	メネム II (1995-99)	Y	1997	AC													△
	デラアルデ 他 (2001-2003)	Y	(2002)	(DA)													(-)
	キルチネル (2003-2007)	Y	2004-2006	特になし													○
			2005-2006	CNSM													-
ブラジル	サルネイ(1985-1990)	N	1986-87	特になし													x
	コロル(1990-1992)	N	1991	特になし													x
	フランチ(1992-1994)	N	1992-1994	CS													○
	カルドゾン I・II (1995-2002)	N	1995-	FAT													-
	ルーラ I・II (2003-)	Y	(2003-)	(CNDE)													(O)
			2003-2004	FNT													-
	チリ	エイルウィン(1990-1994)	Y	1990-92	AM												△
フレイ(1994-00)			1995	FDP													△
メキシコ	デ・ラ・マドリ(1982-88)	Y	1987-88	PSE													○
	サリナス(1988-94)		1988-92	PECE													○
			1992	ANEPyC													○
	セディージョ(1994-00)		1994-95	PABEC													○
			1995-00	AUSEE (ARE / ACCSP)													△

(注) 各国の社会協調の略称については、アルゼンチン：CES (Conferencia Económico y Social), CNSM (Consejo Nacional del Salario Mínimo), AMEPES (Acuerdo Marco para el Empleo, la Productividad y la Equidad Social), AC (Acta de Coincidencias), DA (Diálogo Argentino) / ブラジル：CS (Câmaras Setoriais), FAT (Fundo de Amparo ao Trabalhador), CNDE (Conselho Nacional do Desenvolvimento Economico), FNT (Forum Nacional do Trabalho) / チリ：AM (Acuerdo Marco), FDP (Foro del Desarrollo Productivo) / メキシコ：PSE (Pacto de Solidaridad Económica), PECE (Pacto para la Estabilidad, la Competitividad y el Empleo), ANEPyC (Acuerdo Nacional para la Elevación de la Productividad), PABEC (Pacto para el Bienestar, la Estabilidad y el Crecimiento), AUSEE (Acuerdo de Unidad para Superar la Emergencia Económica), ARE (Acuerdo para la Recuperación Económica), ACCSP (Acuerdo de Cooperación y Consulta de los Sectores Productivos)。

まず第一に、「集権度」や「集中度」という意味での代表性の問題がネックとなっていた<sup>(3)</sup>。まず「集権度」でいえば、そもそも団体交渉が徹底的に分権化されているため、下部組織への統制力の弱さが顕著なのはチリの中央統一労組 (CUT) であり (Frank [2004: 110])、またこの点、4ヶ国中では最高の集権度を有すると見なされがちなアルゼンチンの労働総同盟 (CGT) についても、これまでたびたび内部分裂に悩まされてきたため、時期によりその統制力には著しい差があった。一方、「集中度」でいえば、近年この地域でも労働組織化率が低下傾向にあるが、それに加えて、ブラジルでは中央統一労組 (CUT) が最大の中央労組であるものの、それ以外にも有力な中央労組が複数存在し、しかもそれらの多くは社会協調 (1980年代後半) 直前に結成されて間もなかったため、その代表性にはたびたび疑義が挟まれた (Roxborough [1992: 655] ; Buchanan[1995: 177])。またメキシコでも、社会協調が順調に進み、その成果も認められた1980年代から一転して、1990年代後半は中央労組の分裂や多元化が急速に進み、それまでのメキシコ労働者連合 (CTM) の独占状態が大きく揺らいでいた。しかし、かつてからこれらの国の労働団体が、マクロ経済政策の方向性はいうまでもなく、賃金水準や所得分配といった、労働者に直接影響を与える決定においてさえ従属的な役割しか果たせていなかったことを踏まえると (Erickson & Middlebrook [1982: 213])、体制転換後間もない段階で、社会からの確固たる代表を担いうる力を、そもそも期待されるほどには持てなかった。

(3) 「集権度」とは、労組の各中央組織が下部組織に対して行使しうる統制力の程度であり、一方の「集中度」とは、いわゆる労組の組織率や中央労組の数によって示される独占の度合いを示す (Golden [1993: 442-443])。

また第二に、政・労・使の各アクターが一定の代表性を持ち合わせている場合でも、それら間で一定の信頼関係が存在しない限り、社会協調が成立するのは難しい。このような三者間での信頼関係の組み合わせは、各勢力の多元性を考慮すると、単純には6通り想定できる。例えばアルゼンチン、ブラジル、そして程度は低いがチリの場合、信頼関係の亀裂は、政・労間 (CES, サルネイ政権下の社会協調)、政・使間 (AC, サルネイ政権やコロール政権下の社会協調)、労・労間 (コロール政権下の社会協調)、労・使間 (AC, AM) において生じていた (Etchemendy & Collier [2007: 23])。これらの場合、最終的にはいずれかの代表が交渉から離脱し、時にはストライキなどにより対決姿勢さえとるか、または決裂しない場合でも、いずれかが著しく不利な政策方針を不承不承受け入れるという結果に終わった (Roxborough [1992: 655] ; Buchanan[1995: 177])。それは、体制転換後間もない段階では既して、労働側 (時に経営者団体も) に「国家によって統制・抑圧された記憶」が克明に残存し、また労・使間においても長年にわたる激しい敵対心が癒り続けていたからである。さらに、このような不信感に加え、旧体制が遺した未曾有の経済不況によって、生き残りへの危機感が煽られ、各勢力の内にゼロ＝サム的な状況認識も生まれていたからであった。すなわち、これらの協議が行われた段階では、どのアクターも依然として自己利益の最大化を最優先し、おおよそ「労働は合理性を欠く大幅賃上げ要求を自粛し、生産性向上に協力し、資本は雇用と生産性に見合った賃上げを約束し、政府は積極的労働市場管理や社会保障政策の展開によって労使協調の環境を整え」といった理想的な政・労・使協調主義を支える信頼関係を醸成しえなかったのである。この意味で、例えばムリージョ (Maria Victoria Murillo) のいうLLPによって政権が担われる場合には (Murillo [2005])、概して有力な中央労組は政府からの社会協調への要請に容易に応じやすい。しかしその場合でも、近年のブラジル (PTとCUT) やチリ (ConcertaciónとCUT)、またはかつてのメキシコ (PRIとCTM) のように、各々の中央労組がそれとして高い集権度や集中度を有し、かなりの程度LLPからは独立した資源を持たない限り、むしろ労組側の要求がより実現されない形での帰結となりやすいのであった (Frank [2004: 86])。

第三に、参加アクター (間) の諸問題がクリアできた場合でも、そこで協議され、最終的に生みだされた政策が持つ効力や意義においてさまざまなバリエーションが存在した。これに関して、まずネオ・コーポラティズムの議論に沿って確認しておくべきは、社会協調が経済業績に与えた効果についてである。この点でかなりの成功を取めたとされるのは、1980年代から1990年代半ばまでにメキシコで締結された一連の協定、1992年からブラジルで本格化した産業部門別会議 (Cámaras Setoriais)、そして最近のアルゼンチンでの産別賃金と最低賃金についての交渉である。メキシコの場合は、賃金と物価の統制が功を奏し、最重要課題であったインフレ率は急速に低下し、1993年からは一桁台に落ち着いた。また、これらの社会協調に基づいて、非伝統的輸出品目の生産に向けた産業構造の改革、国営企業 (銀行・電話など) の民営化、外国資本に向けた投資条件の整備がなされ、これが1993年の北米自由協定 (NAFTA) 調印への基礎ともなった (Zapata [1998: 162-163])。一方、ブラジルの産業部門別会議とは各産業部門での政・労・使協議機関のことであり、とくに有名なのは1992年から1995年まで活発化したサンパウロ首都圏ABC地区の自動車および自動車部品産業のそれである。この協議で重要な争点となったのは、政府の減税措置とセクターレベルでの生産プロセスの近代化であったが、これらが起点となり、特に1993年2月の合意後は自動車の国内販売

と輸出量が拡大し、それに伴う生産レベルの上昇、雇用の微増、実質賃金の上昇が達成された (Martin [1997: 50-51])。またアルゼンチンでは、2003年のキルチネル政権の成立以降、比較的「特権的」なフォーマル労働者 (公共交通、自動車、石油、タイヤ産業従事者) が、メネム期で弱体化したイニシアチブを再度奪還し、マクロレベルというよりはセクターレベルで活発な政・労・使間協議を展開した。しかもそこで労働勢力は、以前のようにリストラや労働の柔軟化に対して守勢の立場ではなく、また、バラマキ的な政府からの温情政策を期待するのではなく、インフレにも十分配慮しつつ、賃金上昇、労働協約の適用範囲の拡大や企業利益の分配などを巡って攻めの姿勢を示し、成果を上げた。このような最近のアルゼンチンの例は、世界的規模で経済的自由化が進み、生産現場と労使関係がますます分散化する中、ヨーロッパ型のネオ・コーポラティズムが新自由主義以前よりも完全な形で現われようとしているという点で、ラテンアメリカでも稀有な現象だといえる (Etchemendy & Collier [2007])。このアルゼンチンでの「成功」はまだ日が浅いゆえにいかんとも判断できないが、少なくともメキシコの持続的な成功と、ブラジルでの部門別会議のその後の失速を踏まえると、ラテンアメリカでの社会協調の鍵は、どれほど国家が真摯にかつ深くまでコミットし、協議の場を多層的かつ多面的に制度化することができるかにかかっているようである。また一時的であれブラジルでの成功の一端は「一回一回の協議の場で、各勢力がそれぞれの要求をぶつけ合う」というよりは「産業部門全体の問題点を相互に出し合い、それに関する専門的な会合を重ね、部門包括的な戦略を共同で練ること」にあったという。もしそれが事実だとするならば、近年いずれの国でも分散化・断片化傾向にあるとされながらも、マクロ・メゾ・ミクロの多様なレベルで政・労・使間で協議がもたれるという経験それこそが、過去において決定的に欠落していた信頼関係を醸成する礎となるのかもしれない。

第四点目として、むしろ、もし社会協調の存在意義が経済的帰結に限られないとするのであれば、ラテンアメリカでのこれらの試みの評価も少しばかり異なる。実際、この地域での社会協調の経験は、例えば、労・使両団体にとっては、自らが政治的・経済的・社会的に正当なプレゼンスを獲得したり、相互に「歴史的敵対者」の存在を認め合う機会として機能した。また政府にとっても、自らの政策へ同意を取り付けることで正統性を獲得するだけでなく、その実現と目標達成の可能性を高める機会として、さらにはチリのように、労・使間の「歴史的和解」を演出した政府 (エイルウィン政権) そのものの正統化の手段として寄与した。つまりラテンアメリカの社会協調は、概してそれが体制転換 (民主化) という、より大きなプロセスの一部として試みられたことから、主に、政治・社会的秩序を破壊する力を持つ労働運動を抑制し、取り込み、手懐けるべく行われた側面が強かったのである。この意味で、どちらかと言えば象徴的な意味を帯びた、社会協調の政治的機能が重視されたのであり、欧米諸国とは違って、経済的な意味では期待通りには機能しなかったのである。

とはいえ、繰り返すと、昨今のアルゼンチンの例が示すとおり、もしこの地域でも社会協調にとっての好条件が揃うとともに<sup>(4)</sup>、政・労・使間で信頼関係が構築されれば、ネオ・コーポラティズ

---

(4) エテメンディーらは、①ポスト・ネオリベラル改革期において「労組の力 (誘引)」が温存された程度、②産業構造転換の性質 (以上、「長期的要因」)、③労組に対する政府の志向性、そして④労働市場の状況 (以上、「直前の要因」) を、社会協調の成否を決める条件として挙げている (Etchemendy & Collier [2007])。

ム論でイメージされた協調関係が現実味を増す可能性は残されている。むしろその場合には、これまでの労働政治では疎外されるか、受動的役割に終始しがちであった一般労働者の積極的な支持を獲得すべく、労組の幹部らが、国家コーポラティズム期に獲得した「誘引」を、本来の組織的利益のためにどれほど巧妙に活用することができるのかが鍵となるだろう。この意味で、コーポラティズムをめぐる問題は現在でも「誰が何を、誰のために、そして如何に (Collier & Collier [1975])」を軸として展開しているのである。

## おわりに

本稿の主題は、近年の体制変動をめぐる議論で等閑視されがちであった、構造や実践に注目した形でのラテンアメリカ型コーポラティズムの再検討であった。そこで確認されたのは、(1) コーポラティズム論でのオーソドックスな捉え方に従って政・労・使関係に注目した場合でさえ、この地域のコーポラティズム構造の属性やその持続性の程度は、これまで想定されてきた以上に多様であること、(2) このような構造上の属性に規定され、また概して漸減傾向にあるとはいえ、現在でも労働団体が諸々の政策プロセスに一定の影響力を保持し続けている、ということであった。

しかし、労働団体が政治の場に一定のプレゼンスを保持しているとはいえ、その影響力をコーポラティズムの政策アリーナ以外でも同様に行使できていないところに、この地域の労働政治をめぐる別の問題がある。そしてこれは、近年「左傾化」の中にあるラテンアメリカの政治状況において、「左派」政党または候補者の躍進に、労働団体がいかに寄与・関与したのかという問いとも密接に関係している。むしろこの流れについては未だ十分な研究蓄積はなく、きわめて印象論的にしか判断しえないが、概して近年の「左傾化」現象において、労働者というアイデンティティーが、その求心力となっているとは言い難く、「労働団体と(中道)左翼政党との親近性」という権力資源動員論的な常識からすれば当然期待される動員力も<sup>(5)</sup>、限定的にしか行使されていないようである。

実際、近年のラテンアメリカ政治において、政治アクターとしての労働組合の力が相対的に低下しているとの認識は多くの共有される場所であり、その半面、国家と社会とを結びつける利益媒介のあり方はますます多様化している (Collier [2006])。例えばそれは、さまざまな資源と政治的支持を介して執政府と直接結びつきがちな多種多様な住民組織やプログラムの叢生に表れているし、また近年、社会協調のメイン・アリーナとなりつつある政府内各種審議会において、旧来の労働組合や経営者団体以外の集団が、相対的にプレゼンスを高めていることにも窺われる。すなわち、少数かつ限定的な政策領域を除けば、かつてのように労働団体の持つ政治・経済的影響力の甚大さゆえに、国家が「労働セクターの人々を注意深く取り扱わねばならない (Chen [2004: 200])」ような時代でも、「労働運動との関係構築こそが、国家が自らの正当性を市民に対して証明できるかどうかを決する (Collier & Collier [1991: 40-55])」ような時代でも、もはやないのである。

(5) 「権力資源動員論」とは、労働団体が、組織率や左翼政党との結びつきの強さといった権力資源を持ち、左翼政党による政権支配が強固であるほど、政府の政策が労働者の利益をより強く反映したものになるという考え方である。

このように考えると、今後、ラテンアメリカにおけるコーポラティズム論が、突きつめれば「既得権者の政治」を分析する枠組みとして生きながらえるのか、それとも、政治・経済の領域で重要性を高めつつある経営者団体（Schneider [2004]）や新たな社会集団を糾合することで、政治経済分析の枠組みとして重要な位置を占め続けるのか、我々は今後もその適用可能性を模索していかねばならないといえるだろう。

（うえたに・なおかつ アジア経済研究所）

【参考文献】

- Buchanan, Paul G. [1995] *State, Labor, Capital: Democratizing Class Relations in the Southern Cone*, Pittsburgh: University of Pittsburgh Press.
- Chen, Linda [2004] “Corporatism Under Attack? Authoritarianism, Democracy, and Labor in Contemporary Argentina,” in Wiarda [2004], pp.197-217.
- Collier, David [1995] “Trajectory of a Concept: ‘Corporatism’ in the Study of Latin American Politics,” in Peter H. Smith (ed.) *Latin America in Comparative Perspective: New Approaches to Method and Analysis*, Boulder: Westview Press, pp.135-162.
- Collier, Ruth Berins [2006] “Democratization and the Popular Interest Regime in Latin America,” in Colin Crouch & Wolfgang Streeck (eds.), *The Diversity of Democracy: Corporatism, Social Order and Political Conflict*, Northampton: Edward Elgar Publishing, pp.119-148.
- Collier, Ruth Berins & David Collier [1975] “Who Does What, to Whom, and How: Toward a Comparative Analysis of Latin American Corporatism,” in Malloy [1977], pp.489-512.
- [1979] “Inducements versus Constraints: Disaggregating ‘Corporatism’”, *The American Political Science Review*, 73 (4), pp.967-986.
- [1991] *Shaping the Political Arena: Critical Junctures, the Labor Movement, and Regime Dynamics in Latin America*, Princeton: Princeton University Press.
- Crouch, Colin [2006] “Neo-corporatism and Democracy,” in Colin Crouch & Wolfgang Streeck (eds.), *The Diversity of Democracy: Corporatism, Social Order And Political Conflict*, Northampton: Edward Elgar Publishing, pp.46-70.
- Erickson, Kenneth Paul & Kevin J. Middlebrook [1982] “The State and Organized Labor in Brazil and Mexico,” in Sylvia Ann Hewlett & Richard S. Weinert(eds.) *Brazil and Mexico : Patterns in Late Development*, Philadelphia: Institute for the Study of Human Issues, pp.213-263.
- Etchemendy, Sebastian & Ruth Berins Collier [2007] “Down but not Out: Union Resurgence and Segmented Neocorporatism in Argentina: 2003-2007,” *Politics and Society*, 35(3), pp.363-401.
- Frank, Volker K. [2004] “Politics without Policy: The Failure of Social Concertation in Democratic Chile, 1990-2000,” in Peter Winn (ed.), *Victims of the Chilean miracle :Workers and Neoliberalism in the Pinochet era 1972-2002*, Durham: Duke University Press, pp.71-124.
- Grote, Jurgen & Philippe C. Schmitter [2003] “The Renaissance of National Corporatism: Unintended Side-effects of European Economic and Monetary Union, or Calculated Response to the Absence of European Social Policy?” in Frans Van Waarden & Gerhard Lehmbruch (eds.) *Renegotiating the Welfare State: Flexible Adjustment through Corporatist Concertation*, New York: Routledge, pp.279-302.
- Golden, Miriam [1993] “The Dynamics of Trade Unionism and National Economic Performance,” *The American Political Science Review*, 87(2), pp.437-454.



- Haagh, Louise. [2002] "The Emperor's New Clothes: Labor Reform and Social Democratization in Chile," *Studies in Comparative International Development*, 37(1), pp.86-115.
- Malloy, James M. (ed.) [1977] *Authoritarianism and Corporatism in Latin America*, Pittsburgh: University of Pittsburgh.
- Martin, Scott B. [1997] "Beyond Corporatism: New Patterns of Representation in the Brazilian Auto Industry," in Douglas Chalmers et al. (eds.), *The New Politics of Inequality in Latin America: Rethinking Participation and Representation*, Oxford: Oxford University Press, pp.45-72.
- Molina, Oscar & Martin Rhodes [2002] "Corporatism: The Past, Present, and Future of a Concept," *Annual Review of Political Science*, 5, pp.305-331.
- Murillo, Maria Victoria [2005] "Partisanship amidst Convergence: The Politics of Labor Reform in Latin America," *Comparative Politics*, 37(4), pp.441-458.
- Roxborough, Ian [1992] "Inflation and Social Pacts in Brazil and Mexico," *Journal of Latin American Studies*, 24(3), pp.639-664.
- Schmitter, Philippe C. [1979] "Still the Century of Corporatism?," in Philippe C. Schmitter & Gerhard Lehmbruch(eds.), *Trends toward Corporatist Intermediation*, London: Sage, pp.5-52.
- Schneider, Ben Ross [2004] *Business Politics and the State in Twentieth-Century Latin America*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Thelen, Kathleen [2002] "The Political Economy of Business and Labor in Developed Democracies," in Ira Katznelson & Helen V. Milner (eds.) *Political Science: State of the Discipline*, New York: Norton, pp.371-397.
- Zapata, Francisco [1998] "Trade Unions and the Corporatist System in Mexico," in Oxborn, Philip D. & Graciela Ducatenzeiler (eds.) *What Kind of Democracy? What Kind of Market? Latin American in the Age of Neoliberalism*, University Park: Pennsylvania State UP, pp.151-167.
- Wiarda, Howard J. (ed.) [2004] *Authoritarianism and Corporatism in Latin America - Revisited*, Florida: University Press of Florida.

法律文化社 〒603-8053 京都市北区上賀茂岩ヶ垣内町71 \* 価格は定価(税込)  
☎075(791)7131 ☎075(721)8400 <http://www.hou-bun.co.jp/>

## 東アジアにおける社会政策学の展開

社会政策学会編

A5判/290頁/ 3990円

中国、韓国などの経済成長をうけて近年急速に関心が高まってきた東アジアの社会政策研究。社会政策学会においてこの十年で蓄積されてきた研究の成果を一挙に掲載し、社会政策学確立の可能性をさぐる。

### 目次

- 東アジアにおける社会政策学の可能性(武川正吾)
- 第I部 社会政策学の現状と課題  
日本における社会政策の展開と特質(玉井金五)／韓国における社会政策学の可能性(尹朝徳)／韓国における社会政策概念の浮上と社会政策学の可能性(金淵明)／中国の社会政策(楊団)／社会政策時代に向かう中国(王思斌)／中国における社会政策の発展(唐鈞)
- 第II部 東アジアにおける社会政策の諸相  
韓国の開発主義福祉レジーム(鄭武權)／金大中政府の「生産的福祉」(李惠炅)／金大中政府の女性政策(鄭鎮星)／韓国社会保障システムの財政的安定性と政策的措置(朴純一)／改革後の中国における社会変動と福祉多元主義の発展(熊跃根)／中国における医療保険の形成とその実態(干洋)  
東アジア社会政策の新時代(埋橋孝文)